

港区社会貢献型後見人（市民後見人）等

候補者養成基礎講習 説明会

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力の不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の概要や後見人等候補者等になるまでの流れ、実際の仕事内容についてご説明します。

9月9日（金）

18:00～19:30

芝浦区民協働スペース

多目的室2・3

（港区芝浦1-16-1

みなとパーク芝浦1階）



昨年の説明会の様子

9月16日（金）

14:00～15:30

高輪区民センター

集会室

（港区高輪1-16-25

高輪コミュニティーぷらざ内1階）



※内容は同じです。ご都合のいい日時でご参加ください。

※どなたでも参加可能です。

※基礎講習受講を希望する方は参加が必須です。

※各回定員20名

※参加申込み締切り9月6日（火）



【申込み・問合せ】

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係
成年後見利用支援センター **サポートみなと**
電話 03 (6230) 0283 Fax03 (6230) 0285

地域での社会貢献、
はじめてみませんか。



※この事業は港区から委託を受けて港区社会福祉協議会が実施しています。

社会貢献型後見人等とは？

【社会貢献型後見人等（市民後見人）】

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力の不十分な人の権利や財産を守る成年後見制度の担い手として、地域や社会に貢献する精神に基づき、親族でも専門職でもなく、同じ区民としての身近な立場で成年後見活動を行います。

【登録型生活支援員】

福祉サービスの利用援助が必要な人に、福祉サービスの必要な手続きや日常的な金銭管理などの支援を行います。

社会貢献型後見人等になるには？

説明会参加後ご応募いただき、作文と面接による選考を行います。

選考後「基礎講習」を受講していただき、港区社会福祉協議会での研修を積みながら、社会貢献型後見人等としての受任または登録型生活支援員として支援に備えます。

ふさわしい案件があった場合に後見人等候補者として紹介・推薦、受任。また、登録型生活支援員として活動に移ります。

※基礎講習修了によって将来成年後見人等の活動が約束されるものではありません。



基礎講習受講対象者

次の①～⑥をすべて満たす人

- ① 区内または隣接地域在住の20歳～70歳未満の人
- ② 健康上の問題がなく、時間的制約を受けることが少なく活動できる人
- ③ 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する権利擁護に理解と熱意があり、成年後見等業務や生活支援員業務を行う意思がある人
- ④ 説明会と講習等の全日程に参加できる人（基礎講習は令和5年1月～2月の5日間）
- ⑤ 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士資格を有していない人
- ⑥ 他の区市町村及び団体において社会貢献型後見人等候補者としての登録をしていない人

【申込み・問合せ】

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 成年後見推進係
成年後見利用支援センター **サポートみなと**

電話 03 (6230) 0283 Fax03 (6230) 0285

ご参加
お待ちしております。

